

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年3月15日提出

桐生市長 荒木 恵司

桐生市川内町
小林敬子
昭和30年生

諮詢説明

諮詢第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

桐生市川内町

小林敬子

昭和30年生

上記の者は、令和5年3月31日(※)をもって任期満了となります。人格、識見ともに優れ、また広く社会の実情にも通じており、人権擁護委員候補者として適任と認められますので、引き続き推薦しようとするものです。(任期は、令和5年7月1日からの3年間です。)

※ 法務局の委嘱発令の集約化により、委員の委嘱発令が年4回から年2回に改められます。制度移行時における委員の委嘱については、人権擁護委員法第9条(任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。)により、任期伸長の措置を適用し、現委員は令和5年6月30日まで在任するものです。

経歴の概要

略